

## 令和2年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和2年9月17日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について  
議第128号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番	姫 路 敏 君	2番	山 田 勉 君
3番	大 滝 国 吉 君	4番	菅 井 晋 一 君
5番	尾 形 修 平 君	6番	川 村 敏 晴 君
7番	川 崎 健 二 君		
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員  
上 村 正 朗 君 富 樫 雅 男 君 高 田 晃 君  
小 杉 武 仁 君 河 村 幸 雄 君 本 間 善 和 君  
稲 葉 久 美 子 君 渡 辺 昌 君 木 村 貞 雄 君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
農 林 水 産 課 長	大 滝 敏 文 君
同 課 農 業 振 興 室 長	中 川 博 之 君（課長補佐）
同 課 農 業 振 興 室 係 長	菅 井 学 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	稲 垣 秀 和 君（課長補佐）
同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事	白 井 信 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 良 和 君
地 域 経 済 振 興 課 長	山 田 和 浩 君
同 課 経 済 振 興 室 長	山 田 昌 実 君（課長補佐）
同 課 経 済 振 興 室 副 参 事	成 田 大 介 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
同 課 観 光 交 流 室 長	片 岡 昌 幸 君（課長補佐）
同 課 観 光 交 流 室 係 長	船 山 ケイ子 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊 修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	瀬 賀 豪 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	加 藤 泰 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	小 田 和 弘 君
- 10 議会事務局職員  
局 長 小 林 政 一  
書 記 中 山 航

---

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、陳情第5号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(川崎健二君)暫時休憩を宣する。

(午前10時04分)

---

委員長(川崎健二君)委員会の再開を宣する。

(午前10時35分)

---

**日程第1** 議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定についてを議題とし、担当課(農林水産課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 おはようございます。それでは、議第120号についてご説明申し上げます。議第120号村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定についてである。本案については、平成31年4月、森林経営管理法が施行され、本市における森林の保全及び林業の振興に必要な森林整備を効果的に行うことを目的といたす村上市森づくり基本計画の策定に関し調査、審議するため、村上市森づくり基本計画策定委員会を設置するものである。別記森づくり基本計画策定委員会条例についてご説明するが、第1条、設置であるが、村上市森づくり基本計画の策定に関し調査、審議するため、村上市森づくり基本計画策定委員会を設置するものである。第2条、所掌事務では、村上市森づくり基本計画の策定に関し、必要な事項を調査、審議いただくことを定めている。第3条、組織であるけれども、委員は15人以内としており、委員の選考については本条例施行後に進める予定であるけれども、1号委員といたして林業に関する有識者、2号委員として関係する行政機関に属する者、第3号、関係する各種団体に属する者、第4号といたしてその他市長が必要と認める者というふうに規定している。第4条、委員の任期であるが、委嘱の日から基本計画の策定が完了する日までとしている。第5条、委員長、副委員長の選出とその職務について定めており、第6条では会議の招集、議決等について、第7条では調査または審議に必要がある場合、意見の聴取等について行うことができることを定めている。第8条、委員会の庶務は農林水産課において処理するということだ。それから、第9条、報酬及び費用弁償であるが、村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによるということである。第10条では、条例に定めるもの以外について、委員会が別に定めることを規定している。附則といたして施行期日、令和2年10月1日と定めている。以上である。

(質疑)

山田 勉 今までの委員はどんな方が名前挙がるか。今までの、前にはどの方が。名前は。

農林水産課長 この条例、基本計画策定委員会条例については、このたび初めて条例制定をするものであって、これから議決をいただいた後に選定、委嘱をする予定である。

姫路 敏 第3条の林業に関する有識者から（4）番までであるが、大体どのような方々というふうな具体的なものというのはお決まりか。

農林水産課長 具体的には1号委員といたして、どなたにお願いするかまだ正式に決まっていないが、大学の先生だとか経営コンサルの方。それから、2号委員といたしては、こちらは下越森林管理署村上支署、それから村上地域振興局の農林振興部の職員。そして、3号委員といたして岩船郡木材組合に属する林業事業体から数人程度、川中、川上、川下から2名程度ぐらい、合計6人程度であるが、そういったことで予定している。4号委員については、特に今のところ選定する予定はない。以上である。

姫路 敏 では、15名以内とはいいながら、15名を考えているか。

農林水産課長 15人以内ということで、15人ぐらいを考えている。はっきり15人というふうなことではない。

姫路 敏 第4条のこの基本計画の策定が完了するというのは、おおよそいつ頃の予定なのか。

農林水産課長 年度末、3月を想定している。

（「令和2年」と呼ぶ者あり）

農林水産課長 令和3年3月である。

姫路 敏 第9条の委員の報酬及び、そこなのだが、村上市特別職の職員で非常勤のものということになると、出たときにそのものを支払うのか、それとも特別職って我々も特別職の非常勤のもので、月給制で決まっているが、どうなのか、その辺。

農林水産課長 この条例に規定しているその他の委員会の委員というふうなことで、こちら日額報酬で規定されている。長に当たる方は6,500円、それ以外の委員については6,300円ということで想定している。

姫路 敏 分かった。取りあえずその形の策定を進めていく中で、おおよそ来年の3月までだから半年ぐらいしかないのだが、大体何回ぐらいやられる、大体でいい。

農林水産課長 こちらの報酬及び費用弁償については、今定例会の補正予算にも計上させていただいているけれども、4回ほど開催する予定で予算計上させていただいている。

川村 敏晴 すみません、数点ちょっとお聞かせ願いたいと思うが、今年計画が発表されている村上市の森林整備計画というのが12年目であるが、これとの森づくり基本計画の関係性というか、その辺ちょっと教えてほしいのだが。

農林水産課長 一応市町村森林整備計画については森林法で規定されていて、これ必置の、どうしても策定しなければならない計画である。これは、どこの市町村においても計画を策定しているが、これのいわゆるもう少し上部の基本的な今後の村上市の森林整備の在り方、方向性をもう少し中長期的に定める計画というふうなことで位置づけている。そういったことで森林整備計画については10年間の計画期間であるが、こちらは15年ぐらいを想定した計画というふうなことに位置づけている。

川村 敏晴 では、もう一点だが、昨年から森林環境譲与税の交付が始まっているが、この辺の予算づけの中でこの森づくり基本計画、これも民有林を対象にされるというふうに理解しているのだが、その辺の譲与税を活用した活動なんかは想定されるのだろうか。

農林水産課長 当然に譲与税をどういうふうに活用していくか、森林整備、こういったものにも当然充当されるべきものであるので、それらも当然加味した計画になる。

菅井 晋一 伺うが、この森づくり基本計画をこれからつくろうと今の段階で決めたのはどうい

う理由なのかなということなのだが、他市では結構進んで、もうできているところがいっぱいあると思うのだけれども、なぜ村上市が今の時点でやり始めることになったのかということを知りたいと思うが。

農林水産課長 なぜ今かということであるけれども、当然これ平成31年の4月にこの法が施行されて、すぐにスタートできればそれにこしたことはないと思うのであるけれども、一旦スタートを切ってみて、いろいろ私も内部で検討した結果、今が最適の時期なのだろうというふうなことの判断で今計上させていただいている。既に計画策定の業務委託については当初予算で計上してあって、その計画策定の業者選定は8月で既に終えているので、そういったことで意見をいただくというふうなことで今回の定例会に上程して、委員会を設置するというふうなことになっている。

菅井 晋一 分かった。この村上市が森林環境税創設促進議員連盟か、全国をリードしてきて、25年活動して森林環境譲与税ができたということで全国の先進地だと思っている。そういう意味でもこの計画とかこれからの森林整備についても全国の先進に行くような、それこそスピード感を持ってやっていただきたいなということをお願いする。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第2** 議第128号 令和元年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（観光課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

観光 課長 それでは、説明させていただく。議第128号の葡萄スキー場特別会計決算は、歳入総額3,270万105円、歳出総額3,168万9,280円で、差引き101万825円を翌年度繰越したしたので、ご説明いたします。まず、歳入については236P、237Pになる。本来であれば令和元年12月21日から令和2年3月8日までの79日間の開設予定で準備していたスキー場だが、積雪がなくスキー場の開設ができなかった。そのため、2款の使用料及び手数料はなかったため、決算額はゼロ。また、同様に5款諸収入の1項1目の雑入についても予定していたスキー貸出料やロッジの使用料、コインロッカー使用料などの収入もなく、3款1項1目の一般会計繰入金3,085万9,000円などによる歳入の総額が3,270万105円となっている。また、次に歳出については238P、239Pをお開きいただきたいと思う。1款1項1目の一般管理経費の備考欄の1、葡萄スキー場一般経費であるが、79万8,827円の主な内容としては、安全統括管理者等の報酬や時間外勤務手当などの人件費、また下越地域スキー観光連絡協議会、その他の各協議会、研修会等の負担金などだ。また、備考欄2の葡萄スキー場運営経費2,954万4,274円の主なものとしては、事務補助員の賃金2名分27万8,995円と、また現場作業員の賃金26名分の396万6,034円、また修繕費271万7,604円については圧雪車2台分のスキーシーズン前の点検整備、またグレーロードののり面改修、スキーセンターの事務室等のガス漏れ警報器などの取替えなど等に充てております。また、施設維持保全業務委託料で225万5,000円、ゲレンデの草刈り業務委託料で220万円、借地料で38件分の269万9,827円、また工事請負費で1,189万5,400円で、内容としては高圧気中開閉器の取替えと第2ペアリフト折り返し滑車の更新工事の内容となる。また、2款公債費では1目の元金で起債償還元金が132万8,008円、

それから2目の償還の利子については1万8,171円であり、歳出の総額は3,168万9,280円となっている。前例のないような少雪だったために開設はできなかったが、開設に向けては準備等を終えていたので、このような支出内容となった。また、結果差引き101万825円が翌年度へ繰越しとなる。よろしくご審議の上、原案どおり認定賜るようお願い申し上げます。以上だ。

(質 疑)

尾形 修平

これ令和元年度の決算に関しては、自然相手のスキー場なもので、降雪がないために営業ができなかったということであるし、本年度に関しては今のこのコロナ禍の中で営業を中止するというふうに決まったわけだけれども、私が今年の3月、第1回の定例会の代表質問で取り上げたけれども、平成26年に民間の村上市蒲萄スキー場外部委員会のほうに市長のほうから諮問しているよね。課長当然ご存じだと思うけれども、その中で7項目の答申がなされた中で、7項目めの今後の運営の方向性についてということ答申が出ている。その中でやっぱり行政よりも民間が運営するメリットが大きいので、次の点を踏まえて村上市直営のスキー場から民間運営の移行の検討を進めるというふうに答申が出ている中で、行政の市役所内で、まず1点目、市役所内で課を超えた検討委員会を立ち上げ、地域、また市民とともに民間により運営をする検討を進めるというふうにあったけれども、平成26年から現在までどのような検討がなされてきたでしょうか。

観光 課長

申し訳ございませんけれども、委員会自体は立ち上げていないけれども、内部会議の中で予算要求等それぞれの段階の中で関係機関、財務とか、それから総務とかを入れて、その在り方というものについては常にご相談させていただいている。また、今の位置づけも学校のスキー授業等にも使っていて、ほぼほぼ地域の方の体育施設等にも、その需要も大きいものだから、観光面もそうなのだけれども、そのような観点からもいろいろ考察が必要になってくるのかなというふうな、今はそういう段階である。

尾形 修平

この中で行政の枠にとらわれない、結局スキー場を私は廃止しろと言っているわけではなくて、民間のほうに移管するというのが答申でも出ているわけなので、その努力を私はしてほしいなど。この圏域において胎内スキー場、また今期中止になるということで発表になっているけれども、わかぶなどこの蒲萄スキー場の位置づけ、これはよく検討していただいて、村上市で市が直営する施設であるのかどうかというのを本気になって考えていただきたいと思うけれども、副市長、いかがか。

副 市 長

今ご指摘いただいたように過去にそうした議論、あるいは答申を得て、それでいろいろご意見をいただいていたところである。今お話しいただいたように昨シーズンは営業できなかったということ、そしてまた今シーズンにおいては今回のコロナウイルス感染症の対策もあって営業を中止したということである。この機会に本当にこのスキー場が将来どうあるべきかということを考える一つの大きな機会でもあるというふうに捉えているので、観光課のみならず全庁でこれまでの提言等も踏まえながら、改めて検討させていただきたいというふうに思う。

尾形 修平

本当に答申出てからもう七、八年たっているわけだ。その中でまだ検討がなされていないということ自体が私は行政のちょっと、言いたくないけれども、ルーズさが出ているのかなというふうには思う。今課長言われたように小学校の授業でも使われているということだけれども、村上市、スケートパークも始め、スキー場に代わ

る代替施設ではないけれども、市の規模としてこういう大きい施設を2つも3つも維持していくというのは私自身非常に難しいと思うので、その辺も限られた予算の中でやらなければならないわけだから、今後本当に真剣になって検討していただきたいと思うが、改めて副市長、お願いします。

副市長 蒲萄スキー場のみならず、今市内に280ある公共施設の総合的な見直し作業にも着手している。少し作業が遅れてはいるけれども、それぞれの持つ施設の必要性、それから今後の利用、そういったことも人口減少と相まって、本当に本市にとって何が必要で、何をどうまとめて取り組んでいけばいいのかということのを改めて強く認識しながら今後の作業を進めさせていただきたいというふうに思う。

姫路 敏 236Pの5款諸収入のうちの雑入、諸収入が87万3,000円であったが、これ先ほどもし私が聞き漏らしたのなら、もう一度、何の収入か、これ。

観光 課長 消費税の還付金と、それから自動車共済解約の返戻金である。ここに書いてあるとおりである。

姫路 敏 それともう一つ、239Pの2款になるのかな、公債費の件なのだが、これまた私聞き漏らしたのかもしれないけれども、どのぐらいあるのか。ここは、今132万8,008円という元金を返して、うち下のほうに利息が、それについて1万8,171円だったということだよ。残金か何かあるのか、このスキー場の持っている。

観光 課長 87万円というのは、あくまでも消費税の還付の部分になる。

姫路 敏 もう一回確認の意味で、239Pの起債償還元金というのが132万8,008円やったと。その利息が下のほうに1万8,171円だったという決算の報告があった。蒲萄スキー場が過去に公債費として上げている残金はあるのかということを知っている。

観光 課長 この元金については、平成28年度の上野山トイレの改修費で入っているものである。これが償還金1,200万円ほどあって、現在の利息が平成30年度で1,200万円、平成31年度返した分として元金で1,133万6,162円の利息が6,000円ということである。この部分については、元金を返したのが66万3,838円になるので、合計で66万9,838円。それから、蒲萄スキー場の圧雪車の購入費として・・・

姫路 敏 そういうことではなくて、それは今までのそうやって返したのだというのは分かった。今この決算を締めた時点で、蒲萄スキー場として前に圧雪車とか買っているのは私も分かるのだ、いろいろとその経緯は。幾らの蒲萄スキー場として借りた借金あるのだという話を聞いている。これは、スキー場を今後やっていくとかやっつかないとかというのに一番これは重くのしかかってくる部分なのだ。やめるとしたら、それ誰が持つのだという話になるから、だから聞いている。

観光 課長 平成31年度末で未償還の元金が7,997万1,992円となる。

姫路 敏 これ副市長、重要なところなのだ。これ実を言うと、尾形委員も分かるように、購入するときの前の年ぐらいに今後の蒲萄スキー場の在り方をどうするのだと。民間のほうに出して、直営ではなく、そして指定管理者か、あるいは民間の業者に委託するか、こういった選択肢を迫ったわけだ。しかしながら、そこでこのままいくということでその公債費を受けて、7,900万円だろう。私1億円ぐらいあるかなと思ったら、それでも7,900万円。それで、約8,000万円、これを引っ張って今やっているわけだ。ここが一番重要なところなのだ。これも踏まえて今後どんなふうにしてスキー場が利益を出せるだけに回していくのかということはやっぱり今後のために、例えば利益が出ないとしても、どういう方向性でいくのだというのは、毎回聞いても、いい返答はするけれども、答えは出ていない。したがって、先ほど副市長、立

派な答え言ったのだが、今年度末まではコロナで止まっているわけだから、その答えを出そうということをお願い。それが大事なのだ。どうするかを決める、この借金をどうやっていくのだと、ここも含めて。

副市長 蒲萄スキー場の今後の在り方については、先ほど答弁申し上げたとおりであるけれども、確かに設立の経緯、それからそのときの地元の方々の思い、そしてまたそれをそのときの、いわゆるスキー人口が大変多かった時代もあった。ただ、やっぱり時代は変わって、今それに代わるものも大変多く出てきているので、現状を踏まえながら、あるいは地域の方々との議論も重ねた上で、いつまでとはなかなか申し上げにくいのであるけれども、早く結論を出せるように私のほうも努力してまいりたいというふうに思う。よろしく願います。

姫路 敏 もししていくなれば何に目的を置いてやっていくのか。したがって、その目的に沿ったやり方でこの償還もして、こうやってやっていくのだというものが必要だし、また恐らくあのときも蒲萄スキー場の方々というのは、地元の方々というのは自分たちの雇用もあるし、考えてみると冬場の商売の件もあるし、考えてみると除雪も仕事として入ってくるし、そこそこやっていけば冬場少し潤うかなんていう気持ちがあるかなとは思うのだ。恐らく朝日村時代はそれでよかったのだかもしれないけれども、合併以後どうしてもそれだけ負担があって、それでいいのかという部分が議論されてきたので、ぜひ私は通年でもできるようなことまで考えて、通年営業ができるような何か考えていただいて、民間にいわゆる指定管理者で委託できるような、しかも地元とかではなくて、大きなスケールの中でやれるようなところとやり取りしていただきたいと思うが、お願いしたいと思う。以上だが、どうだろうか。

副市長 村上市全体としての大事な施設でもあるので、地元の方々の思いだけではなくて、市全体としてどうあるべきなのか、そしてまた今後の活用も具体的に、商業目的ということも一つであるけれども、先ほど課長から答弁申し上げました社会教育施設としての側面もある。そういったことも踏まえて早めに結論を出せるように努力してまいる。よろしく願います。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

委員長（川崎健二君）散会を宣する。  
（午前11時10分）